

450958

法

文書

會計

人事

通商

政務

大臣  
次官

藤原

四〇七四

晴

福岡縣

本府着

大正二年八月

九日 右三三五  
四二五

牧野外務大臣

福岡縣知事

黃興、滯在地、下、関市外濱町吳服店、  
別荘に決定セリ

MT

1614 1

1197

政

法

文書

會計

人事

通商

政務

大臣  
次官

藤原

四〇七三

晴

福岡縣

本府着 大正二年八月九日 右三三三〇  
四二〇

牧野外務大臣

福岡縣知事

黃興、神戸、行、コトヲ止、上海ヨリ同志  
來ルヲ護チテ渡米スルコトセリ其間滯在  
地未定多分下関小倉又別府ノ中ナラン

MT

1614 1

1196

22

450959

大臣  
次官  
政務

通商  
人事  
會計  
文書

大暗  
本署着大正三年八月九日  
牧野北務大臣  
兵庫縣知事

51

換

殊速仙ハ午後九時三上同伴神戸市内  
諏訪山温泉水境内常盤華壇ニ上テ  
夕リ本朝来ノ計通ハ松方幸次郎トモ  
相談ノ上取キヒタリ又可成速ク渡米  
ニ得得米ナラトウ松方ニ上ヨリ勸誘  
スル竹馬ナリ  
理由

22

郵政

換

大臣  
次官  
政務  
通商  
人事  
會計  
文書

第八一號

香港發 大正三年八月九日  
牧野外務大臣  
今井總領事  
岑春煊乘船ノ件ニ付テハ未ク身南ヨリ  
政廳ニ返電ニ據セサシトモ豫乗船  
拜来ル八月十三日迄出帆ヲ延期セシ候  
由察ハ自然延期シ居ル旨警視總監ヨリ  
内報ニ據セリ右モ因日常陸尾南航スル  
モ相成ルハハ彼方我船船ニ乗ラセ標致

MT

1614 1

1199

MT

1614 1

1198

REEL No. 1-0567

0269

450960

度旨内請置ケリ  
在支公使ノ轉電ニケリ

MT 1614 1

1200

REEL No. 1-0567

0270



52  
52

第  
10

450961

秘受3092號

大正二年八月九日接受 駐務局 第一課

高秘第二七三〇號

大正二年八月七日

福岡縣知事 南

弘



### 外務大臣野田伸顯殿

支那革命事件要視察人勅諭申報

支那南北動乱之付管下在任革命事件要視察人勅諭申報  
人勅諭申報中右之候使本月四日係賀那系  
松町在任在洋社員河部就治即出福九州日報社  
長大原義剛及在洋社長長尾藤喜平太等と密  
議之處了り論之處に依り彼等一派ノ人止り不  
孫逸仙黃興兩人ノ日本ニ之命ニ暫時安川教

一即方之滞在時機到來り待り管之孫四日台  
此系信濃丸より来縣黃興ノ香港より来縣之  
管九日知ノ談之支那革命内偵中台湾  
總督府より来電ニ接り右談話ノ事實たるノ  
如ク視之るニシテ以テ果シテ安川教一即方之滞在  
之了りた支那ノ利明等ノ為注意中ノ有之候  
黃一行ノ勅諭ハ極大ノ秘密ニシテ台外相訓  
電ノ功亦又右之無論審廳より漏泄スル様  
我ニ無之候得共本稿一行ノ知ノ多ク殊ニ  
大原等が西ノ来報ヲ知ル所ノ状況ヲ察ス  
レハ在支那ノ浪ノ組ヲ面報ニ事ノ所ニ無  
之がト云レ被テ了レ殊ニ本日各新聞ニ台北電報  
トテ孫ノ信濃丸ノ日本ニ来ル旨ノ記事掲載

MT 1614 1

1203

MT 1614 1

1202

REEL No. 1-0567

0272

450962

[Faint vertical text, mostly illegible]

了凡等身更新聞社對之記事掲載方注意云  
又効果見内敷認メテ候結シ出末得ヤ限リ  
ノ方法ニ於テ秘密ニ取計可申候  
以上

申報先(四外相)

MT 1614 1 1204

REEL No. 1-0567

0273

450963

450963

大正九年八月 九日接電

駐政務局

第一課

松

内務大臣

福岡縣知事

八月八日午後二時四十分發

孫逸仙、同行二名ト汽船信濃丸ニテ本日

午前九時門司ニ入港セリ孫ノ動靜ニ於テハ外

務大臣ノ刻令ニテハ關係者ト打合セ極メテ

密ニ取扱ヒタルモ本日午前九時信濃丸カ門司停泊

中野瀬通信員等ノ一團ハ孫カ船中ニアルコトヲ

内務省

特ニ船長ニ面会シテ其ノ在否ヲ確メタルニ船長ハ

乗船ニ居ラサル旨ヲ答ヘタル間ニ偶然ニモ孫ハ船

長客ニ入乗来リタルヲ以テヤレトクイキトシテ

詰メタルモ記者等ノ問ニ對シテハ其旨辯ヲ辭ケタリ

別ニ異状ナク正午十二時神戸ニ向ケ直行ス

MT 1614 1

1206

MT 1614 1

1205

REEL No. 1-0567

0274

450964

秘受3094號

大正貳年八月 九日接受

駐政務局

第一課

處

内務大臣

山岡多志事

八月廿七日午後

孫逸仙、木村前、時川司、入港、信濃丸

二月廿陸日廿七、健世事、正午出帆、神戶

向フ

MT

1614 1

1207

REEL No. 1-0567

0275



秘 3085 號

大正貳年八月 九日 發受

駐 務 局

第 一 課



内務省

山崎少輔  
三ヶ年八月九日  
あし十可三十五分

黃興ハ今朝二時海軍丸ニ乗リ六連島

ニ来リ檢疫ヲ終ルニ下関ニ上陸觀

瀾閣ニテ休憩中一行ハ七人ノ外従者

一名ニテ極メテ秘密ニ行動セリ今

後ノ行動未定

秘

亦

MT

1614 1

1208

REEL No. 1-0567

0276

秘

450965

秘受3096 號

大正九年八月 九日 接獲

駐政務局

第一課

臨時

内務大臣 山崎嘉吉  
三年八月九日 午後五時五分

滞関中ノ黄興ハ約一週召滞  
在、都右ニテ檢所 扱々中

MT

1614 1

1209

REEL No. 1-0567

0277



450966

み

電送第二二八六號  
二年八月九日 午後五時五分發

同大正  
年 月 日  
月 日  
H 附

電文  
信  
長  
法

送第

號

主管 政務局長

办



品



在香港

牧野大臣

今井總領事

第七号

貴電第六二号ニ関シ本年六月

月改正、Representation Qualification 全文

外務省

至急郵報アリタシ

MT 1614 1 1212

MT 1614 1 1211

REEL No. 1-0567

0279

政

450967

大臣  
次官  
政務

後督府奏  
本年八月九日  
百前八二〇  
牧野外務大臣  
甘肅總督

通商

人事

會計

文書

核

栗三君

豫テ基隆滯在中ノ胡漢民香港行ヲ  
中止廣東都督府奏  
都督府奏謀  
隆出帆  
發中リ同人等  
ヲ定メトモ  
本件内務省及福岡兵庫  
伏区各老古冬冬

政

大臣  
次官

香港  
本省著  
大正三年九月九日  
十月前二六  
牧野外務大臣  
今井總領事

通商

人事

會計

文書

核

往電第八二号ニ関シ  
昨年及今年改正サレタル  
及其訂正増加法トモ都合三法律ヲ郵  
送レタルガ右ノ内一九二二年法律第九号  
第一三条ニ依リ往電第八二号ノ一八二二  
退去法ノ取消サレ居リ疎漏ヲ謝ス  
又孫ニ付テハ數年前当地ニ於テ退去ス

MT 1614 1

1214

政

450967

大臣  
次官  
政務

後督府奏  
本年八月九日  
百前八二〇  
牧野外務大臣  
甘肅總督

通商

人事

會計

文書

核

栗三君

豫テ基隆滯在中ノ胡漢民香港行ヲ  
中止廣東都督府奏  
都督府奏謀  
隆出帆  
發中リ同人等  
ヲ定メトモ  
本件内務省及福岡兵庫  
伏区各老古冬冬

政

大臣  
次官

香港  
本省著  
大正三年九月九日  
十月前二六  
牧野外務大臣  
今井總領事

通商

人事

會計

文書

核

往電第八二号ニ関シ  
昨年及今年改正サレタル  
及其訂正増加法トモ都合三法律ヲ郵  
送レタルガ右ノ内一九二二年法律第九号  
第一三条ニ依リ往電第八二号ノ一八二二  
退去法ノ取消サレ居リ疎漏ヲ謝ス  
又孫ニ付テハ數年前当地ニ於テ退去ス

MT 1614 1

1214

450968

分ヲ受ケ居タルヲ以テ今回再渡航ニ同法  
第ハ条ヲ制裁ヲ受クルトシテ船上ニテ注意  
スルヲナリシ由

MT 1614 1 1215

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

四〇七

暗

牧野外務大臣

福岡縣知事

福岡縣 大正二年八月十日 福二二〇  
本署著

昨日黄興上陸ニ就テハ萬幸好都合ニ運ビ且  
以テ秘密ヲ保テ得ルヲ考テ

己ニ備レ

MT 1614 1 1216

REEL No. 1-0567

0281

22

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法律

大 野 功 三 郎

第 二 四 四 号

收 野 外 務 大 臣

有 吉 總 領 事

上海發 大正二年八月十日 後八二〇

昨八月八日佛國總領事來訪各國居留地警察ヨリ佛國警察ノ注意、依レハ董興ハ佛國居留地内某日本人ノ大家屋ニ在リトノコトナル處同人ハ我居留地ニ在ル以上素ヨリ相當ノ保護ヲ與フヘキニ懸賞モアルコトヲ一累ヲ日本人ニ及ホスコトモアリテハ遺憾、存スル、付表

伏 以 爲 先 考 爲 幸

ニ事實ナラハ豫メ警戒ヲ加ヘタシトコトナリシ、付大官ハ勢ヲトモ同人カ居留地内ニ在ラサルコトハ各所ヨリノ情報、依リ断言シ得ル旨申述ヘ好意ヲ謝シ置キタリ右日本人ハ三井、三井、三井ノ指ヌモノニシテ該較通ハ多分北京側ヨリ出タルモノト察セシム董興行衛ハ今日迄有尾能ク湮滅セラレ居ル處尚此種ノ凡説ニ行ハレコトノ噂モアリ正全銀行紙幣流通ハ多少影響モアル

MT 1614 1

1218

MT 1614 1

1217

450970

中ニ付与念用總商會總理ニモ確メ  
ルニ尚茲ルノ根據アリトモ此際人等ノ進  
ニテ何等ノ處置ニ出サシ方却テ然ルニ  
然ルニ、若シ問題トモテハ極力防止スヘシ  
ト誓ヒテセリ將又ホイコト等制止ニ関スル  
内務部ヨリノ注意訓令ハ稜政等事務  
署長ヨリ夫人告云セラレタリ

公使電報済

MT

1614 1

1219

REEL No. 1-0567

0283



政

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

四一〇九 暗

山口県 山口県知事  
本署 大正三年八月十日 一四一五

牧野外務大臣 山口県知事

管下関門日々新聞社門司通信員ハ門司ニ於テ黄興ガ下ノ関ニ上陸シタルヲ探知シ本社ニ通信セルヨリ本社ニ於テハ其下ノ関市内ニ於ケル所在ヲ探索シ居ルニ(ニ語)テ三井物産門司支店員河原林ハ黄興ノ居所ハ自宅ト隣接セル為黄見セラレルノ虞アリトシ下ノ関ニ於テ他ノ適當ナル家屋ヲ探索中

MT 1614 1

1220

450971

政

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

往電第七四号未收、関レ未夕返電ヲ得  
サレモ本官近來非常、健康ヲ害シ居リ  
且廣東モ小外撥ハ絶ハサレキモ大難  
動ノ起ル様子ナキヤ、奉セシム、ニ付此際  
免テ角版朝ノ御拜可ヲ得テ親シク委  
申テ述ハ御處分ヲ待テタレ何分ノ義電  
報アリタレ

山口県知事  
本署 大正三年八月十日 一四一五  
今井總領事

MT 1614 1

1221

REEL No. 1-0567

0284

450972

赴く管トノ後アリト記セリ  
在支公使(精虎セリ)

MT 1614 1

1223

み

大臣  
次官  
政務  
通商  
人事  
會計  
文書  
法

第八五號

牧野外務大臣

今井總領事

香港駐在二年八月十日  
本署著大正二年八月十日  
前二、三、五

八月十日朝英字新聞、路透東京電報  
トシラ黄興ハ長崎ハ孫ハ秘密ニ神  
上陸ヤリト記シ華字日報ハ日本國政府  
ハ各領袖ハ上陸ヲ許サハ三有孫ハ侯濃  
丸ニ止リ政府ハ指圖ヲ待危リ而孫ハ  
既ニ神ハ上陸名ヲ汪國橋ト改メ米國

MT 1614 1

1222

REEL No. 1-0567

0285

政

大臣

四二六 暗

本署者 大正三年八月五日 左

牧野外務大臣

山座公使

次官

事務

通商

人事

會計

文書

法

孫逸仙黃興既、本邦、著る趣及政府、  
彼等、討る方針等、関し種々新聞電  
報各地、傳はり居る所、右、関スル正確ナル報  
通、本使、托テ義知し置ク必要アルニ付、何  
レ義電報アリシ

MT

1614 1

1224

REEL No. 1-0567

0286

450973

寫  
秘

○

秘

大正二年 八月 十一日 午後 八時 十五分 上海 局發  
大正二年 八月 十一日 午前 一時 十分 局着

受信者 軍令部長 堀田中佐

電報譯

張繼昨日着直十二日本ニ向リ

(3)

海軍

MT 1614 1 1225

大正二年 八月 十一日 午後 一時 十五分 海軍總督府 局發  
大正二年 八月 十一日 午後 七時 七分 局着

受信者 軍令部長 發信者 海軍總督府海軍參謀長

電報譯

胡漢民八日便ニテ内地ニ向ヘリ

(3)

海軍

MT 1614 1 1226

REEL No. 1-0567

0287

53

450974

秘費3097 辨

大正二年八月拾壹日接受

警務局 第一課

高秘第二七三三號

大正二年八月八日

福岡縣知事 南

弘



外務大臣男爵牧野伸顯殿

孫逸仙通過之刺子件

孫逸仙の通過ノ件ニ就テハ不取敢電申  
致置候處因一付郵船會社汽船信濃丸  
九ヨリ本日前前三時六連島ニ着台所ニ於テ  
檢夜ヲ了、午前十時九時門司ニ入港セルガ孫ノ動  
靜ニ付テハ外務大臣ノ訓令ニ依リ關係者ト打  
合ノ上極メテ秘密ニ取扱ヒ新聞社ニ對シテモ豫メ

相慮ノ措置ヲ為シタルモ一兩日來ノ京阪地方ヲ初  
メ當地方ニ於ケル新聞紙上ニ孫黃等ノ動靜揭  
載セラルルニ孫逸仙ノ所在ニ付テハ(某ヨリ信濃丸  
ニ向ケ無線電信ヲ發シタルニ受信人孫逸仙信船ニ  
居ラサル為メ電報ヲ交付セルリ得スト)通電アリタ  
ル旨等ノ記事)掲載シアリタル為メ大ニ疑ヲ懐ケ各  
地ノ新聞通信員ハ所司港ニ増集シテ信濃丸ノ  
着港ヲ待テ居リシガ該船乗客中ニ楊雲林  
斯病ニ患ハシキ患者アリシヲ察見セルヨリ郵船會社  
ハ所司着港ノ上因所司ノ乗客ニ傳染病疑似患  
者發生ノ理由ヲ以テ一切拒絶スルコトニ取極メタルニ  
各新聞通信員ニ付テハ該船内ニ孫ノ在否ヲ  
確カムルハ興味見疑向トシテ集會シ居リタル事

MT

1614 1

1228

MT

1614 1

1227

強ク船長室に入り来り先ツ孫ノ在否ヲ質問シタ  
 ル船長ハ孫ハ乗船シ居ラサル旨ヲ答ヘシト折  
 柄(湯)然レテ孫ハ其ノ室に入り来リタリ茲ニ於テ新  
 聞通信員等ハ船長ノ不親切ヲ責メシト船長ハ  
 彼等が無断ニ船長室に入り来リ先ト徳ヲ責  
 めルニ至リ聊カ新聞記者ニ僻易ノ態ナリト外  
 人タル孫ノ面前ニ於テ船長カ嚴シク新聞記者  
 ヲ叱責シテ憚リヲサリシト反界センカ孫ノ於テ前  
 叙ノ次第ニシテ出ムナク面會ヲ事トナリ二三談話  
 ヲ交換シタルニ新聞記者側ヨリ質問ニ對シテハ  
 可成的答辯ヲ得タリ多ク語ヲサリシ有様ニ有  
 之候之レト聞シ警務ノ便宜トシテハ各新聞通  
 信員ニ對シ孫ノ動靜ニ付テハ我國公船ノ乗  
 又孫ノ心情ヲ斟酌シテ徳義ヲ重シク新聞紙ニ  
 掲載見合ニハ極懇篤論示シ置タカ彼等  
 加果シテ公德ヲ重シク新聞紙ニ掲載ヲ見合ハ  
 ンヤ否ヤハ疑問ニ有之候  
 而シテ傳染病疑似患者ハ檢診ノ結果マラリヤ  
 病化ナラズ然レセルニ郵船會社ニテハ孫ニ對シ  
 厚意の手配ヲ取リ為メ所司港子ノ乗客ハ拒  
 絶セシメテ意外ニ警戒上便宜ヲ得無事正午  
 土時所司接船神戶ニ直航セリ  
 右及申報候也

申通報光(内相、外相、兵部、海軍)

MT 1614 1 1230

MT 1614 1 1229

21

450976

馬

45098

大正貳年八月拾壹日接受

警務局

第一課

办

内務大臣

山口県知事

八月十日午後九時三十分着

伝

管下関門日日新聞社門司通信員ハ川司ニ於テ	黄興カ下関ニ上陸ニタルヲ探知ニ在社ニ通信セ	ルヨリ本社ニ於テハ其下関市内ニ於ケル所ニ在テ	探索ニ居ルヲ以テ三井物産門司支店及河	原林ハ黄興ノ居所ハ自宅ト隣接セル為メ	内務省	見セラルル虞アリトシテ下関ニ於テ他適者ナ	ル家屋ヲ探索中
----------------------	-----------------------	------------------------	--------------------	--------------------	-----	----------------------	---------

MT

1614 1

1231-1

MT

1614 1

1231

REEL No. 1-0567

0290

54

45097

秘受3126

大正貳年八月拾壹日接受

駐露公使館 第一課

乙秘第251號 八月十日

内田良平ノ談

孫文革命ノ件ニ關シ蓋野長官政府ノ意向ヲ叩スル同脚人  
タル楠瀬陸相ヲ訪向セシ陸相ハ已ニ閣議ニ於テ拒絕ノ事ト決  
セシヲ以テ今更如何トモス可キトト昔ヲ以テテリ蓋野ハ然ラハ已  
ヲ得ズ之ヲ以テ政治問題トモ是非ヲ争フヤトト孫文ヲ引取リ  
タル對シ地位ニ悪クモ現政府ハ政治問題一語ニ辭易シ僅ニ  
一夜ヲ距テ前案ヲ取消シタルカ如キ何ツ其無方針ニテ醜態  
ヲ極ムルノ甚クシキヤ

元來一孫文輩ノ為メ特ニ閣議ヲ用ラド重大視スルノ抑々誤  
レリ單ニ一革命客トシテ之ヲ過シ来ルハ来ルニ往カトナラハ往  
メヨ然ルニ我國ノ諸先輩輩が溢リ彼等ヲ擔担ハ其意ヲ

得ズ孫文同輩ノ其後ヲ惜モ對岸ノ以爲現ニ己ノ首領ニ身分  
ヲ以テ獨リ日本ニ亡命シ且安シクシトス武士道アリ之ヲ見シ得  
ニ彼ハ割腹ニ其罪ヲ謝セザル可キハ

然リト雖モ孫文が窮餘一旦我國ニ亡命セシ以上日本ハ相當ノ保  
護ヲ加ヘザル可キガハ勿論ナリ

又即ニ於テ邦人が慚シ若キ地帯タルニヤ茲ニ領事館ヲ新  
設セシ却テ邦人ノ發展ヲ阻害シテアリ領事ハ徒ニ其親  
ヲ曲解シサシテ要シル人物ニ對シテハ退去處分ヲ執行スル  
常トス邦人ノ利益ヲ計ルニ領事ハ何事ゾ反對ニ始末ヲ與  
ヘテアリ吾人ハ寧ロ其後ノ領事ノ無キニ如カザルヲ希フ之類ト  
一般ノ通説ナリト云々

MT 1614 1

1233

MT 1614 1

1232



450978

普通

第3128號

大正貳年八月拾壹日

註政務局

第一課

第...

乙批第一二四號

八月九日

新聞記事之就テ

孫文、黃興等本邦之亡命者に就テハ本邦人中彼等一派之關係ヲ有スル者及在留同胞人等之運動ハ此際特ニ注意ヲ要スル所ナリルガ本日発行ノ報知新聞ニ大塚氏ノ行方ト題シテ大塚氏ノ行方ガ昨日午後鎌倉ヨリ西下シタルカ如ク掲載セルモ同人之昨日鎌倉ヨリ坂京現ニ在ルシ又慶宮山下對陽館ニ志士會合云々トアルモ差向キ右様ノ事當リナシ

右為念内報ス

MT 1614 1 1234

REEL No. 1-0567

0292

25

秘受3158號

大正貳年八月拾壹日接受

管政務局

第一課



内務大臣

福岡縣知事

八月九日午後三時五分發

黄興、滯在地ハ下ノ閉布外濱所吳服

店ノ別荘ニ決定セリ

内務省

MT 1614-1

1235

REEL No. 1-0567

0293

32

450979

秘

祕受3129號

大正貳年八月拾壹日接受

駐政務局

第一課

印

印

印

印

印

内務大臣

福岡縣知事

八月九日午後三時五分發

黃興ハ神戸ニ行クニトテ止メ上海ヨリ同志

ノ来ルヲ待テテ渡米スルニトセリ其間滞在在

未定分下ノ関小倉又ハ別村ノ内ナラン

内務

MT

1614 1

1236

REEL No. 1-0567

0294

23



秘授3140號

大正貳年八月拾壹日接受

管政務局

第一課

Handwritten signature or mark.

内務省

物同好

Stamp: 内務省

Handwritten text: 三月廿一日の日の可二分

黄真ハ今船未以亦四海重丸

子門下ハ港只今下関親淵

関ハ体總申出書ハ可未生ハ法

定以亦更ハ出投ハ

内務省

MT

1614 1

1237

REEL No. 1-0567

0295

秘

450980

秘受3141 號

大正貳年八月拾壹日接受

註政務局

第一課

内務省 山崎 氏  
ニテハリル後リ時日十二分

黄島山下岡市外濱所天野  
電報中別存リ備度リ轉送

又ニエト、ナレリ

内務省

MT

1614 1

1238

REEL No. 1-0567

0296

22

秘

秘受3142號

大正貳年八月拾壹日接受  
管政務局 第一課

陸軍省

内務大臣

兵庫縣知事

八月九日午後五時三十分受

孫逸仙の従者二名ヲ伴ヒ信濃ニ着

同人ハ進退ヲ秘長ニ新洲訖者等ニ面会

スル事トテ切ニ嫌ヒ居リ

内務省

MT

1614 1

1239

REEL No. 1-0567

0297

政

450981

55

秘受8144 號

極秘

大正貳年八月拾壹日接受

警務局

第一課

大正二年八月九日

山口縣知事馬淵鏡太郎

外務大臣男爵牧野伸顯殿

不取敢電報及報告置候黃興ハ本

日午前二時運開九ニテ六連島ニ来リ

未明ヨリ検査ヲ了ヘ三井物産會社

門司支店ノ小蒸汽船ニ搭乗シテ下

関市小門ニ上陸觀瀾際ニ入レリ本

人ハ約壹週間滞在都合ニ有之

候處觀瀾際ハ避暑客ノ出入多ク衆

目ヲ避クルニ便ナラサルヨリ同人ニ對シ種々

斡旋ノ勞ヲ執レル三井物産會社門司

支店ニ於テハ別府若クハ福岡縣行橋

ニ滞在セシメントシ其意ヲ通シタルニ本

人ハ依然下関ニ滞在ヲ希望スルヲ以テ

同地ニ適當ナル場所ヲ詮索方下関水上

警察署ニ交渉シ未レリ然レモ素ヨリ

公然直接之カ斡旋ヲ為スハ總當ヲ致

シノ嫌ヒアルヨリ專ラ好意的援助ヲ

與ヘシムルニトシ萬事同支店ニ於テ

交渉ヲ重ネ下関市外濱町ニ建設

セル同市呉服店天野龜次郎ノ別荘

ヲ借受ケ本日午後一時同所ニ轉宿

MT 1614 1 1241

MT 1614 1 1240

450982

?

シタリ  
 本件之付テ人終始秘密ヲ嚴守シ同司  
 支店之對シテモ亦充分警告スル處アリ目  
 下ノ處更ニ他ノ漏洩セシ模様無之尚本  
 人身辺ニ對シテ人穩密ノ間ニ萬一ノ異  
 變ナキ様嚴重警戒中ニ有之候  
 右及報告候也

追テ三井物産門首支店ニ於テハ本件  
 人命ニ依リ先ツ現金壹萬圓ヲ交  
 付シ而シテ新調ノ日本服帽子眼鏡  
 等準備シタル趣ニ有之候条申添矣

山一縣

MT

1614 1

1242

REEL No. 1-0567

0299



450883

東京朝日八月十一日掲載

三上商店支配人 孫黄に就て語る

第一電報を得た記者は昨日孫黄が深く信... 孫黄の我身を懸して此處に寄せんと... 孫黄の南支貿易商三上合資會社社長三... 上豊興氏の支配人西川莊三氏が京橋區木... 挽町の扶桑館に在るを訪ねた、西川氏は... 亡命客に對する政府の態度及び國民とし... て彼等を通ずるの方針等を確めんが爲主... 人の命を帯びて去る七日上京したのであ... る。記者は同氏に如上の電文を示して意... 圖を問うたに、孫黄は「私に七日に上京... して急遽歸神せよとの事、此七時半の... 汽車で歸る積りですから、悠くりと、語を... して居る事は出来ません」と、荷物を片... 付ながら語つて曰く、「私は七日に上京... したので、孫は八日に門司に着いたのだす... から未だ面會は致しません。私共へは、

其前に電報

で報知があり... ましたので直ぐ、私は主人の命を帯び... 如何なる取扱をして宜しいか外務省に... 問合せの上、上京した次第です。七日着京... 即刻外務省に出頭して意見を伺ひました... 所が政府では断然上陸を拒絶する云々... 事のため、其旨早速主人の方に通じて自... 分の直ぐ歸る筈でしたが、今日迄延引

門司に直航

したこの報が... 来た。船の名は覺ゆる居りませ... ンが其報知のあつた頃から考へて目を繰... つて見ると丁度門司に入港した頃です、... 孫と黄とは亡命して以來香港に落ち込み... りの所が上陸拒絶に遭ひ孫は福州、基隆... 等を経て漸く日本に來た様な次第、殆ん... 打合せをする事も氣脈を通ずる事も出来... す、外には刺客が群をなして居る有様、... 折角望みを懸けて行けば上陸拒絶の運命... に遭ひ幸うして

縁の深い日本

に逃れ來た... のであるから吾々は成るべく同情して遣... りたい、殊に私の主人と孫黄の兩氏は... 深い關係がある。先年亡命した際にも暫... く身を寄せて居た。元々黄は孫に後事打... 合せの爲めに會見したいと云つて居るさ... うです。ですから多分門司で會見する事にな... るでせう云々

MT 1614 1 1243

REEL No. 1-0567

0300

政

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

山口癸 大正二年八月 十日 辰二二三〇  
本省着 全 三五〇

牧野外務大臣 山口縣知事

三井物産門司支店員河原林ハ適當ナ  
ル家屋詮索中、處縣下豐浦郡長存  
所小澤富熊方ヲ借受ケ本日午後黃興ヲ  
轉居セシムトナレリ黃興ハ本月十七日頃マデ  
当地滞在ノ豫定ナリ

MT 1614 1 1244

450984

政

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

暗 福岡著 大正二年八月十日 辰二二三〇  
牧野外務大臣 福岡縣知事

東京医科大学学生 (三八年) 山城丸ニ  
テ門司入港頻リ、時局ニ憤慨シ南軍  
ヲ罵詈シ黃孫兩人、所在ヲ聞ク等注意  
ヲ要ス同人ハ本日正午門司出帆、同船ニテ  
横濱上陸、訃

MT 1614 1 1245

REEL No. 1-0567

0301

56

改

大臣  
次官

政務  
通商  
人事  
會計  
文書

四一四二

暗

福岡發 大正二年八月十六日 六三〇〇

牧野外務大臣

福岡縣知事

胡漢民外二名、今朝七時、アソリカ丸ニテ  
無事門司入港多數、新聞記者推  
掛ケルモ一切面會セズ下園上陸大支樓  
ニ入ル本夜六時神戸、向ノ旨

伏込各先方参事

電信譯字多想像  
譯讀

MT 1614 1 1246

450985

大臣  
次官

政務  
通商  
人事  
會計  
文書

四一四八

晴

香港發 大正二年八月十六日 四二五  
本署著

牧野外務大臣

今井總領事

岑春煊、八月十二日午後一時佛岡汽船  
アマゾン、號ニテ西貢經由新嘉坡、向リ  
同地、上陸後便船次第彼南、行ノ旨  
由又彼南政府、彼シ、上陸ヲ許、肯政廳  
ニ返電アリタル類致、視保監、内報ニ據  
セリ尚、接黃尋日本國、上陸ノ風説確  
伏込各先方参事

MT 1614 1 1247

REEL No. 1-0567

0302

警ナリト假定し日本國より歐洲行、途  
次當地經由、マリアは是非豫メ内報ヲ得ルナ  
キ警視総監より依頼アリ、沙合アリシ  
在文公使、轉電済

MT

1614 1

1248

REEL No. 1-0567

0303

政

450986

秘受3146號

大正貳年八月拾貳日接獲

註政務官

第一課

高萩第二七七二號

大正二年八月九日

福岡縣知事南

弘

外務大臣男爵牧野伸顯殿

黃興渡來之聞元件

黃興渡來ノ件ニ付テハ、今朝來數々電申候  
 處共、状況左記ノ通り有之候  
 一、黃興共、親族ナリト稱ス、陳應明ヲ後へ  
 今朝未明、第四海運丸ニテ、所司ノ入港直中ニ  
 下關市、上陸シ、同地小戸親瀨岡ニ至リ、休  
 憩セルガ、本人、本國、旅舎、食與ヨリ愛ケ居リ

各極大テ汚染シ、元洋服ヲ着シ、元任テ他  
 二、一名、携帶セルナリ、一見、旅舎ヲ遁逃セル  
 ナルコトヲ認識ス、難カラサルノ、状況、右之依  
 テ、三、利物、度所、有支店、有、高田、リ、惠  
 與シ、為、神戶、向、フ、海濱、何、レ、ヲ、擇、バ、海  
 路、ナ、ト、嘉、義、九、カ、又、ハ、ト、口、止、ル、船、ヲ、兵、庫、ニ  
 着、船、セ、シ、ト、同、地、上、陸、陸、道、仙、ト、倉、在、上  
 候、上、京、ニ、シ、テ、結、送、シ、テ、專、ラ、三、村、支、店、ト、本  
 人、間、ニ、熟、識、ヲ、疑、テ、見、本、道、ニ、神、戸、之、行  
 シ、コト、リ、停、止、シ、同、時、三、村、所、有、支、店、ヲ、黃、興  
 ノ、名、義、ニ、テ、三、村、上、海、支、店、ニ、打、電、セルガ、其、心  
 文、意、ハ、在、上、海、唐、月、池、ニ、對、シ、同、志、陳、叔、良  
 (參、詳、ナ、リ、ト、テ) 以下、同、意、處、渡、南、ニ、テ、ト、テ、

MT 1614 1

1250

MT 1614 1

1249

右

ありて本人一同一行、来園ヲ待テ保ニ渡  
 米元ニトシテ決定セシ同志、来園ヲ待テ食  
 止、滞在地ヲ下園市ニ擇リテ或ハ小  
 倉市花山旅館トシテ力寧ニ大分縣別  
 府トシテカニ就テ協議、来下園市外濱  
 町天野無飯店、別荘ヲ擇リ三井支店  
 号支店ノ結果同別荘ヲ借リ度々直ニ  
 之ニテ利後ヲシテ先ニ修リ本縣ニ於テ  
 諸申山台橋ノ引建ヲ了シ置キ多  
 及申報候也

本ノカ乘取セ海軍九ノ船長、該ニ依シ人  
 同船カ香港出帆後水雷艇ニ長馳セシ  
 頗ル危険ナリニテ幸ニ無事ナリ得テ  
 云

甲通報先(内相外相、兵隊及び海軍)

MT 1614 1

1252

MT 1614 1

1251

改

450986

秘受3147號

57

大正貳年八月拾貳日接獲  
發秘第二八九號

警務局

第一課

品

大正二年八月十日

兵庫縣知事服部一三

兵庫縣知事

外務大臣子爵牧野伸顯殿

孫逸仙ノ渡来ニ就テ

孫逸仙ノ昨日午前七時入港、汽船信濃丸ニ着  
神セリ其狀況ノ大田君ニ取致電報致置テ處  
洋細在ノ通リ有之也

本件ノ付テ川崎造船所社長松方幸次郎  
トモ恠議ヲ遂ゲ尚ホ神戸市海峯通海運業  
者三上豊夷、孫、黄ト豫テ親交アルモノ

兵庫縣

テ今由航海中モ孫ニ絶ト三上ト對シ無線電儀  
ニテ往復セシ事實アルニテ三上ト呼寄セ孫ト對  
テ其意向ヲ問キ先ト三上ト此際孫ノ渡来ヲ以テ  
得策ナリト云ル事判明セルト因人々トテ当日和田  
岬沖合、先着セテ孫ノ意向ヲ確カメシメタルト  
孫ト一切新聞記者及ビ支那人等ト面會テ事  
ヲ欲セザル旨ヲ以テ一時船長室ニ潜伏スルコトヲ  
快諾セテ多衆往訪者ト檢疫済上孫ト何レ  
カ短艇ニテ上陸シタリト告ゲテ引上ゲシメタリ然ルレ  
孫ト面會ノ渡来、就テ東京、菅野野長知ト屬  
々電報往復セシト見、菅野野一昨夜着  
トテ孫ノ渡来ヲ待受ケタルガ昨日本船ト赴キ孫  
ト面會シテ種々談話ヲ交ヘタリ又其後寺尾博

MT 1614 1

1254

MT 1614 1

1253

REEL No. 1-0567

0306

性  
山  
山

士古島代議士等モ孫、而會シタル以テ孫が一  
 切而會ヲ拒絶セシトシ計画ニ全ク画餅ニ帰スル  
 事レリ而シテ孫ノ消息ヲ知ラセテ僅ホリ来ニ東京、  
 大阪、及ビ所在地各新聞記者等、孫カ尚船中、  
 在リ知リ類リ、而會ヲ求シタル守キ寺尾、古  
 島一雄等、各新聞記者ヲ船ト伴ヒ同日夕刻  
 孫、而會セシメ、僅ク數分尙尙單ヲ挨拶ヲ為シ  
 タル次第、有之也尤新聞記者、徳義ヲ守リ、  
 孫ノ行動等ノ事、守キ多ク、新聞、掲載セ  
 ン意向、有之也而シテ孫、己ノ所在等、出来  
 限リ之ヲ秘密ニセン事ヲ望ミ、居ルヲ以テ豫定  
 ノ行動、依リ同日午後九時密カ、松方幸次郎、三上  
 豊夷等同伴上陸市内諏訪山温泉境内常  
 盤花壇別荘、止宿セリ而シテ同人、討シテ時ヲ計リ  
 松方、三上ヨリ可成早ク渡米、得策ナシ事ヲ勸  
 誘スル手筈、有之也孫、上陸スルヤオリモ先ホシ滞  
 在  
 中、宋嘉樹ヲ呼ビタル、午後十時次東訪約二  
 時、而余密談ヲ為シ午前一時次辭去トナリ  
 荳野等、孫カ長ク日本、滞在スルニ日本政府ノ  
 好ミザラシク居ル模様ナシモ同人等、是亦孫カ日本ノ  
 或場所、密カ、引止メタキ事ヲ有セルヤノ趣、有之  
 尚ホ孫、在留支那人、而會スル事ヲ絶体、悲  
 シ居ル模様アリ  
 右及申報也

MT 1614 1 1256

MT 1614 1 1255

0307



450990

秘受3154 辨



大正貳年八月拾貳日發

對政務

第一課

乙秘系一五三號

八月十一日

支那人と関スル件

支那國國民黨之属スル在留學生ノ専任者教名ハ昨由年迄清風亭ノ會ニ孫文擁護ヲ関スル協議ヲ爲セル結果先ガ孫ノ意向向テ質スヤク總代トシテ黄鵬濶遣セリ又李子平書ノ招ニ依リ王子展、林阜明、陳干敷ノ三名モ八日神戸ニ赴ケリト云フ

MT

1614 1

1257

REEL No. 1-0567

0308







450994

文書課長

大正二年八月十二日附日送送

送第

號

主管政務局長

子

春



出給の指書あり

神戸市海岸通三八

三上合資会社

西川社

南越海軍少佐

外務省

日新文我上別紙を扱へば  
親の掲載あり  
貴局の由緒  
他、漏サレ  
ル、物  
上、公表  
道徳  
府、新

MT

1614 1

1264

MT

1614 1

1263

REEL No. 1-0567

0313

此年ハ可美全此(通)ニ也  
 右ハ新字記名ノ行方何事  
 解ニシル義ナシトハ、  
 此者免々申其殿、  
 卜ニテ計多ク、  
 以上(通)ノ行方、  
 未入直ノ如也、  
 何分ノ儀(通)ニ  
 外務省  
 成否甚矣中矣也

MT 1614 1 1266

MT 1614 1 1265

22

450996

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

傳

三 香港 大正二年八月十二日  
四 本署 本署著  
牧野外務大臣  
今井總領事

八月十二日夕刊、各新聞ハ孫黃ノ日本行ニ関シ  
各種ノ報道ヲ記シ居レリ其中一英字新聞ハ上海  
電報トシテ黃興ハ偽名及在東京支那公使館書記  
官ナリト稱シ門司ニ著シ目下炭鑛持主ノ家ニ在  
リ彼ハ右持主ノ石炭船ニテ日本ニ適レタリ日本  
國政府ハ最初彼ノ上陸ヲ禁セントセシモ差當リ  
行リ所ナキ旨申立テ已ムヲ得ス上陸ヲ許セリ孫  
伏見冬先トテ名乗リ

ハ神戸ニ在リ日本國政府ハ彼ニ對シ速ニ日本ヲ  
去ラサレハ政府ハ保護ヲ與フルヲ得スト警告セ  
リ又岑春煊ハ新聞記者ヲ通シテ該新聞ニ香港滯  
在中ノ保護ヲ感謝スル旨ヲ述ヘタリ

MT

1614 1

1268

MT

1614 1

1267

REEL No. 1-0567

0315

政

450997

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

五  
四  
三  
二  
一

胡漢民、キヨシヨイ、リウヲシク、三名本日午前

七時三十分神戸駅着上り汽車十二時着神

市内西村旅館ニ投宿本夜宿ニ孫ト會

合今後ノ居所ヲ取極ム旨

伏乞老老方々申上

兵庫縣知事

MT 1614 1

1269

政

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

法

四  
三  
二  
一

三宮祭 大正二年八月 十日 午後八時五

收野 外務大臣

兵庫縣知事

孫逸仙ハ東京ニ於テ隱居ノ用意出来タル報知  
ニ接シ近日密カク荷物船ニ便乗シ横濱ニ至リ夫レ  
ヨリ小廻船ニテ東京ニ行キタリ、甘キ其船便ノ用旋ラ  
三上ニ依頼シタリ

MT 1614 1

1270

REEL No. 1-0567

0316



20004

450998

大正貳年八月拾參日發  
駐政務局 第一課

警保局長  
八月十二日午前九時三十分宛  
山口縣知事

支那人工カ外二名ハ本日午後七時十分下、  
関発大阪ニ向テ東上ス

内務省

MT

1614 1

1271

REEL No. 1-0567

0317

450999

秘受3176 聯

大正貳年八月拾參日接受

註政務 第一課

乙秘第一五三號 八月十二日

支那國民黨支部長孫文訪問ノ件

神田区東紅梅町二番地支那國民黨東京支部文事科主任幹事葉江楫ノ言フ所ヲ聞クニ全黨支部長陳揚鑣外一名ハ左黨支部代表者トシテ孫文ニ會見セシカ爲メ一昨十日神田ニ向ヒタルガ會見ノ目的ハ孫文等ノ神田ニ滞在スルハ危険ナルヲ以テ可成早ク東京セシメントスルニ在リ而シテ孫文等ノ東京歸郷ノ者ハ犬養毅又ハ寺尾精士即ニ潜伏セシメントスルモノ如ク又元ヨリ孫黃等ノ本邦滞留ノ犬養毅等ノ居カニヨリ我政府ノ容認ヲ得バシト信スルモノ如シ

MT 1614 1 1273

MT 1614 1 1272

451000

秘文3182号

大正貳年八月拾參日接受

駐政務高

第一課

警保局長

山口縣知事

八月十日午前九時三十分發

曩ニ通牒アリタル支那人ゴクウ、キンサニ及ビケヨウ

リミン(変名ニシテ<sup>キンシニ</sup>春煊ニアラサルヤノ疑アリ)ハ本日

前六時開司入港ノ亞米利加丸ニテ下ノ関ニ上

陸セリ孰レモ本日後七時十分下ノ関発東上ノ管

付尾行ヲ附ス

内務省

MT

1614 1

1274

REEL No. 1-0567

0319

秘史9188號

大正貳年八月拾參日發

駐政務局

第一課

山口

山口縣知事

警保局長

山口縣知事

八月廿午後二時五分發

前電ヲウリミン(変名)ハ岑春煊ニアラズ

テ元廣東總督胡漢民ナリ

内務省

MT

1614.1

1275

REEL No. 1-0567

0320

100131

451001

第3184號 寫

大正貳年八月拾參日接受

警政務局

第一課

内務大臣

山口縣知事

八月十日午後 時分

昭

三井物産門司支店員河原林ハ適當ナル家

屋詮索中、慶縣下豊浦郡長府町小沢

富熊方ヲ借受ケ本日午後黃興ヲ轉居セシ

ムニトナレリ黃興ハ本月十六日頃迄當地帯

在、豫定ナリ

内務省

MT

1614 1

1276

REEL No. 1-0567

0321